

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第八号

平成十七年三月三十日(水曜日)
午前十一時五十分開議

出席委員

委員長 河上 覃雄君
理事 河村 建夫君 理事 櫻田 義孝君
理事 平井 卓也君 理事 松島みどり君
理事 鈴木 康友君 理事 細野 豪志君
理事 吉田 治君 理事 高木 陽介君
理事 遠藤 利明君 北川 知克君
小泉 龍司君 小杉 隆君
佐藤 信二君 坂本 剛二君
桜井 郁三君 菅 義偉君
竹本 直一君 武田 良太君
谷畑 孝君 西銘恒三郎君
野田 毅君 馳 浩君
平田 耕一君 望月 義夫君
森 英介君 山口 泰明君
山本 明彦君 大島 章宏君
奥田 建君 海江田万里君
梶原 康弘君 菊田まきこ君
小宮山泰子君 近藤 洋介君
佐藤 公治君 高山 智司君
中山 義活君 計屋 圭宏君
肥田美代子君 村井 宗明君
渡辺 周君 江田 康幸君
塩川 鉄也君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 松永 和夫君
安全・保安院長)
政府参考人
(資源エネルギー庁原子力 三代 真彰君
安全・保安院次長)
政府参考人
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)
經濟産業委員會専門員 熊谷 得志君

委員の異動

三月三十日

補欠選任

遠藤 利明君 桜井 郁三君
嘉数 知賢君 馳 浩君
大島 章宏君 肥田美代子君
中山 義活君 小宮山泰子君

同日

補欠選任

桜井 郁三君 遠藤 利明君
馳 浩君 小泉 龍司君
小宮山泰子君 中山 義活君
肥田美代子君 大島 章宏君

同日

補欠選任

辞任

小泉 龍司君 嘉数 知賢君

三月三十日

有限責任事業組合契約に関する法律案(内閣提出第一七号)

同月二十五日

中小業者への経営支援に関する請願(山口富男君紹介)(第五六八号)

同(志位和夫君紹介)(第六六九号)

被災中小企業に必要な救済措置に関する請願(泉房穂君紹介)(第五九八号)

同(土井たか子君紹介)(第六〇七号)
は本委員会に付託された。

三月二十五日

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書
(北海道蘭越町議会)(第五一〇一号)
「容器包装リサイクル法」の見直しを求める意見書
(北海道喜茂別町議会)(第五一〇二号)
容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書
(東京都練馬区議会)(第五一〇三号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案(内閣提出第四四号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

有限責任事業組合契約に関する法律案(内閣提出第一七号)

○河上委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として資源エネルギー庁長官小平信因君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長安達健祐君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院長松永和夫君、資源エネルギー

ギー庁原子力安全・保安院次長三代真彰君及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長南川秀樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○河上委員長

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武田良太君。

○武田委員 自由民主党、武田良太でございます。

このたび新たにメンバーに加えていただきましたことを厚く御礼申し上げますとともに、委員長を初め委員の諸先生方に心から御指導をお願い申し上げます。

まず、二つの今国会提出されます法案の質問の前に、原子力の問題で一番大きな事故が発生した、昨年八月九日、関西電力美浜発電所三号機の件に関して伺いたいと思います。

この事故は十一名が死傷するという重大なものであり、皆さんとともに御冥福とお見舞い申し上げます。また、事故調査委員会を設置して原因究明と再発防止策の検討を行い、ちようどけさ、最終報告

が取りまとめられたと聞いております。この原因についてはチェックリストの記載漏れ等々が挙げられていて、うでございませうけれども、今関西電力幹部の責任追及という声が大変多く上がっており、と掘り下げた形で検証、そしてまた、改めて

チェックリストの再点検というものを今十分に果たさなければならぬと思っております。大臣の御決意を聞かせていただきたいと思います。

○中川国務大臣 おはようございます。

今武田委員御指摘のように、昨年の八月九日に発生いたしました福井県美浜三号炉の二次系の爆発による、五人の方のとうとい命が失われ、現時点でも入院あるいはまた自宅加療中という方がいらつしやるという大変痛ましい事故が発生をいたしました。私も翌日現地に飛んでそのすさまじい状況を目の当たりにしてきたところでございますが、自來、事故調査委員会を設置いたしました。十回にわたり大変熱心に長時間調査をしていただきまして、本日の朝、調査報告書がまとまり、朝田委員長さんから私の方に報告書をいただいたところでございます。

もとより、原子力というものは安全性が大前提であり、それに基づいて、地元の関係者を初めとする国民の皆様の信頼というものが前提で、初めて原子力エネルギーというものが日本の基幹エネルギーとして位置づけられるわけでございますけれども、今回、それらが大きく損なわれてしまったわけでございます。改めて、この場をおかりいたしまして、監督行政の責任者として、私からも国民の皆様におわびを申し上げなければならぬと思っております。

と申しますのは、もちろん一義的には、報告書でもはつきり出ておりますけれども、関西電力、それから三菱重工といった主要関係者の長年のいろいろなミス、あるいはまた内部的な手続の不十分さ、そして、不十分な手続ですら守られていなかった、あるいはまた関電と重工との連携ミス等々、さまざまな御指摘をいただいたところでございまして、また、私どもの原子力安全・保安院に対しまして、今後、きちっとさらに厳しく保安行政をしろという御指摘もいただいたところでございまして、責任の大きさを感じ、二度とこういうことがないように、行政としてもさらに監督行政を強化し、厳しく監督し、そしてまた、何よりも、事業者である関西電力あるいはまた三菱重工等々につきましては、本日に国民の信頼を得るために、最大限の、できる限りの努力を、最高

責任者から一従業員の方々に至るまで全員を挙げて努力し、報告書で求められたことを緊急に実施していかなければならないというふうに私どもは厳しく指導して、そして一日も早く安全性の確保、あるいはまた地元の信頼等に基づく原子力の再開に向けて努力をしていかなければならないというふうに考えております。

○武田委員 再発防止にくれぐれも全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、二法案のうちの一つ、まずは再処理等積立法関連について御質問させていただきます。

我々の生活におきまして、エネルギー、そしてまたそれに伴う環境問題というものは切っても切れない問題でございますし、だからこそエネルギーと環境問題というものをあわせて考えていかなければならないわけでございます。

御承知のとおり、本年二月十六日に京都議定書が発効されまして、我が国は一九九〇年比で六〇のCO₂削減という高いハードルを課せられておるわけでございます。しかしながら、その後もCO₂の量はふえ続けまして、二〇〇三年段階での排出量は速報値で八％プラスとの状況にあるわけでございます。これまでの取り組みは、平成十四年三月に閣議決定されました地球温暖化対策推進大綱において示されまして、官民を挙げて進められてまいったわけでございまして、現在まだ多くの課題が残されておると言わざるを得ません。

今国会において、原子力発電の環境を整備するための必要な措置としてこの法案が提出されておるわけでございまして、この議定書の約束を実現するための大きな課題の一つとして、原子力発電のさらなる推進は極めて重要な課題であると思えます。折しも、昨日三月二十九日に、地球温暖化対策推進本部で京都議定書目標達成計画案がまとめられました。この計画において、原子力発電を一層積極的に位置づけることが必要となつてまいらうかと思えます。

この法案を提出するに当たりまして、原子力発電が二酸化炭素削減の点でどのような効果を持つてまいるのか、そしてまた、地球温暖化対策においてその役割がどのようなものであるのか、明確に示していただければと思います。

○中川国務大臣 昨日、武田委員の御指摘のような会議において方針が決定されたところでござい

ます。

もとより、原子力発電というのは、先ほどの繰返しになりますけれども、安全性とそれから地元を初めとする国民の皆様の御理解というものが大前提でございますけれども、その上に立つて、やはり原子力エネルギーというものは我が国の基幹エネルギーとして今後ますます重要になっていく。これは、安価であるとか供給安定性があるとか、いろいろなメリットがございしますけれども、地球環境という観点からも、CO₂をほとんど排出しないということ等を考えますと、環境面からも極めて重要なエネルギーであるというふうに考えております。

例えば、二〇〇三年に八％になってしまった、マイナス六％にしなければいけないのに八％になってしまったということでございますけれども、仮にあのとき、東電初め多くの原子力発電所がストップしてしまつたわけでありますけれども、これが順調に稼働しているとしますと、八％からマイナス四・九％CO₂が削減されていたというデータもあるわけでございまして、八％ではなくて三・一％プラスであつたということであり

ますから、いかに、原発がストップして、普通の火力発電所になつた結果、CO₂が四・九％もふえてしまつたかということでございます。

今後原子力発電をふやしていきたいというのが政府の計画になっておりますけれども、どの程度出てくるかわかりませんが、二〇一〇年までに稼働がある程度見込まれているものを計算いたしますと、これでもってCO₂削減効果が一・七減るという試算を我々は持つておるわけでございまして、先ほどの四・九と合わせますとマ

イナス六・六という効果になりますので、CO₂削減あるいはまた温暖化対策という観点からも、原子力エネルギーというものは極めて大きな役割を果たすというふうに考えております。

○武田委員 マイナス六・六という本日に大きな数字が、原子力発電のおかげをもつてこれが実現されるということは、本日に我々も期待するところではございますけれども、今大臣がおっしゃられましたように、原子力に関しては、まず安全の確保というのがもう第一前提でございます。そして、この安全、またいろいろな問題に関しては、国においても、今日まで、原子力発電所、またその関連施設におけるいろいろな広報活動が広範囲にわたり、またきめ細かく行われてきたことも承知しております。

しかしながら、なかなか国民にはそれが理解していただけない。それは、いろいろな要因があるんではないかと、一つには、マスコミがやはり事故ばかりを取り上げる。我々としては、やはり原子力発電所がどういう効力をもたらすか、我が国にとつてのエネルギー政策上かけがえのないものである、そうしたことをもつとPRすべきだと思ひます。そうした中で、もう一個は、安全だ安全だということを余りにも強調する余りに、人間でも同じと思ひますけれども、私はいい人間だ、いい人間だと言われている人に余りうくな人がいないと言われるように、余り安全だと言われ続けたら、そんなに危険なものかなんというふうに思われがちな面もあると思うわけでござい

ます。

これは、広く多くの国民の皆様方に、今からの時代、原子力発電が必要なものであるということ

評価というものが大きく変わってきていると思っております。もっと前向きに、そして戦略的な取り組みが必要だと思いますので、この点に留意して頑張っていたきたいと思います。

そしてもう一つは、電力自由化と原子力発電との関係でございます。

今回提出されました再処理等積立金法案、これとあわせて措置されました使用済み燃料再処理準備金制度の契機になった、これは、本年四月一日に実施されます一連の電力自由化の原因となっておりますと思うわけでございますけれども、平成十五年に電気事業法等の改正でもってこれがなされたわけでございますけれども、この電気事業法の一部改正法の成立に当たりまして、こういう附帯決議がなされております。

特に、原子力発電のバックエンド事業については、国の責任を明確化した上で、徹底した情報開示と透明性の高い国民的議論の下で、官民の役割分担の在り方、既存制度との整合性等を整理し、経済的措置等具体的な制度・措置の在り方について早急に検討を行い、平成十六年末までに必要な措置を講ずる。

こういう附帯決議がなされておるわけでございまして、その政府部内での検討を進めてこられたと思うわけでございますけれども、電力自由化が進展してきました、余りにも初期投資が大きくなり過ぎる、そしてまた回収には余りにも長きの時間を要する、そうした状況の中、事業者が投資に対して非常に腰が引けてくる状況が生まれると思います。

また、バックエンド事業については、その投資リスクというものがかなり大きくなっていくということで、原子力発電に対します投資環境というものを整備する観点から、今回の法案というものが具体的に何をしよう、何を目的としようとしているのか、これを明確にしなきゃならないと思います。

そしてまた、使用済み燃料の再処理に関しまして、電力会社が今日まで引当金の積み立てを内部

留保という形で行ってきた、これに對しまして本法案は、資金管理法人への外部積み立てを義務づけるということとなっております。内部留保から外部積み立てとしたところの意義、この内容についてお伺いしたいと思います。

そしてまた、これまた重要なことなんですけれども、この積立金が十二兆六千億円と大変大きな見込みでございまして、この大きな金額が確実に再処理に使われるのかどうか、この点について政府としての見解をお伺いしたいと思います。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

再処理等の事業につきましては、今先生から御指摘ございましたように、大変長い期間が必要でございまして、また、その費用につきましては、発電コストの一部をなしておりますので、電気料金として回収されることになるわけでございます。したがって、必要な資金を安全かつ確実に、また透明性が担保された形で確保していくことが必要でございまして。

一方、これもまた御指摘ございましたように、ことしの四月から電力の小売自由化の範囲が大幅に拡大されるわけでございまして、こうした中におきましても、核燃料サイクルを含めました原子力発電を着実に推進することが必要でございまして。

この法案におきましては、電力自由化が進展することを踏まえまして、再処理等の事業が確実に円滑に進められるように、電力会社に対しまして、これまででは内部の形で準備金で積んでいただいておりますけれども、今回の法案によりまして再処理等に必要資金を外部に積み立てることを義務づける、そのことによりまして、その資金を安全かつ確実に、また透明性が担保された形で確保されるということになるわけでございまして。

また、積み立てられました資金でございすけれども、これはまさに御指摘のとおり、再処理等に要する費用の支出に適正に充てられることが不可欠でございまして。このため、電力会社が積立金

を取り戻そうとする場合には、取り戻しに関します計画の作成を義務づけまして、経済産業大臣の承認を受ける、国による厳格なチェックを行うことといたしております。また、積立金の管理を行うこととなります資金管理法人が、取り戻されました積立金が確実に再処理等事業に支出されることを確認する業務を行う、そのことによりまして適正な支出を確保することによりましてあります。

○武田委員 この法案についても、とにかく国民の理解というものを深めるためには、透明性の確保というものに十分に注意をお願いしたいと思っております。

続きまして、次の原子炉等規制法関連に対する質問に移らせていただきます。大臣も大変お詳しい分野だと思っておりますけれども、核物質防護対策強化についてでございます。

九・一一のテロ以降、国際的にもテロに対する対策を強化すべきだということがますます高まっておりますけれども、昨年の十二月に「テロの未然防止に関する行動計画」が取りまとめられたところであり、我が国としても総力を挙げてテロ対策に万全を期していかなければならないと思っております。

中でも、原子力施設というものがテロに攻撃されたり、そしてまた、万が一テロの手に核物質が渡ることになれば、これは大きな国際的な脅威をもたらすことになりかねないわけでございまして。そういうことから、核物質防護対策の強化というものには一刻の猶予も許されるものではございません。

一九九九年にIAEAは既に核物質防護対策の強化というものを制定されておる、それから今日まで約五年間が経過されておって、今になってようやく日本はその制度の水準に追いつくこととしておる。これは私としては大変対応が遅かったのではないかと、こういうふうにお感じしております。

○小此木副大臣 私からお答えを申し上げますが、今委員が御指摘をされましたIAEAが作成

した核物質の防護に関するガイドライン、確かにこれはございすけれども法的な拘束力はない、日本は日本としての国情によって責任を果たしていくということであると私は認識をしております。

改正される前の原子炉の規制法が日本としてはありまして、この規制法の中で厳格に防護措置が講じられてきたというふうにも思います。また、日本としては、米国の同時多発テロというものが起こって以降、我が国の原子力発電所等において、特別の警察部隊ですとか海上保安庁の巡視船艇による二十四時間体制での警備も実施をしてきたところでありまして。

しかし、まさに今御指摘されましたように、遅きに失しないように、その後もテロの脅威というものが高まってきたというわけでありまして、総合資源エネルギー調査会に設置した原子力防災小委員会等で幅広く議論をいただいた結果、今回法律の改正に踏み切った、こういう認識でございまして。

○武田委員 未然にテロを防ぐためには、やはりありとあらゆる危機の想定、それに対応するスピーディーな対応というものが必要となってくると思っております。

この法案の改正では、事業者のテロに対する対策を強化するものでありますけれども、まずは事業者自身がテロから施設を守るという物すごい強い意識を持っていただかなければなりません。

しかしながら、テロにもいろいろなケースがございます。例えば、武装したテロなんというものがやってきた場合に、これは到底生身、素人の事業者、そしてまた経済産業省では対応できない部分だと思っております。こうしたときに、我が国は警察庁でありますとか海上保安庁でありますとか、そういう公安当局があるわけでございすけれども、この公安当局との連携がどのようにこの法改正でもって強化されておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

今般の法律改正に関連いたします、今御指摘の警察等治安関係機関との連携につきまして申し上げますと、まず、この法律に基づきまして当省が導入いたしますD・B・T、設計基礎脅威の策定に当たりまして、治安担当機関でございます警察庁及び海上保安庁から情報、知見等の提供の協力を受けることとなります。また、各原子力施設事業者の核物質防護規定の認可をするに際しまして、国家公安委員会及び海上保安庁から意見を聞く、そういう規定を置いてございます。

さらに、国家公安委員会等が核物質防護関連の法規定の運用に関する意見陳述を行うために必要な限度におきまして、警察庁及び海上保安庁の職員が原子力事業者等の事務所等に立ち入り、検査、質問することができるよう規定を追加しているところでございます。

当省といたしましては、今後とも治安当局との密接な連携を図ってまいりたい、かように考えております。

○武田委員 それと、今回の改正の目玉とでも言える核物質防護検査官についてお尋ねいたしたいと思っております。

今日まで、国が、事業者自身が適切な防護対策を講じておるかどうかというふうな検査を果たしていなかった。今回は、この制度を導入することによって、一定の期間で、検査官が、事業者がそういう防護対策をきちとやっておるかどうかというものを検査に入れる、これは本当に重要なことだと思っております。

この検査官に関してなんですけれども、やはり防護に関して十分な見識を持った方じゃないといけないと思っております。またいろいろと人格的にもやはりすぐれた方じゃないかと思っております。それはなぜかと申しますと、先ほどは外部からのテロの話をしたけれども、もう一個、内部からの危機というものも我々は考えていかなければならないと思っております。

この内部からの危機というのは、そこで従事さ

れる方に対しては大変失礼に当たるかもしれないんですが、あらゆる危機の想定をするという上で、内部の従業員の方々が、例えばテロと内通しておったりするケース、それともその従事者自身が破壊活動を行うケース等々内面的な問題も相当あると思うわけでございます。

だからこそ、その罰則規定、そしてまた守秘義務とかそれを犯したときの罰則規定等も盛り込まれておるようでございますけれども、しかしながら、ここで重要視しなきゃいけないのは、慎重に対応していかなくちゃいけないのは、やはり個人のプライバシーというものは保護していかなくちゃいけない、たとえどういう理由であつても、個人は個人としてのプライバシーというものを大事にしていかなきゃいけない、そういうふうな思うわけでございます。

そういうことで、個人のプライバシーの問題など、慎重に検討を進めていかなければいけない問題もありますけれども、ぜひともしっかりと対応していただきたい。見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のいわゆるインサイダー、内部者の脅威でございますけれども、これまでも原子力事業者におきましては、当然のことながら、所内における教育の徹底等で一定の対策は講じております。ただ、このインサイダー対策につきまして、諸外国の情勢等も踏まえながら、さらに一層の強化を検討するべきではないかということは非常に重要な課題だと考えております。

したがいまして、現在、総合資源エネルギー調査会に設置をされました原子力防災小委員会におきまして、ことしの一月から、従業員の信頼性の確認を行う必要性あるいは実効性等について今検討しているところでございます。

ただ、御指摘のとおり、これは民間企業活動に対する国の過度の介入あるいは個人のプライバシーの問題等、非常に難しい問題もございまして、現在、個人情報保護法あるいは労働法等の各

種の法令の専門家の御意見を十分に踏まえながら慎重に審議をしているところでございまして、できれば四月中旬に一定の報告書を固めたい、こんなペースで今検討しているところでございます。

○武田委員 もう時間がありませんので、大臣に、くれぐれも核物質防護対策に手抜きがないように、そしてまた、事故、何かがあれば国際社会の信用を著しく失う。念には念を入れて、緊張感を持った対策を講じていただきますことをお願い申し上げます。

続きまして、クリアランス制度というものが導入されることとなっておりますけれども、このクリアランスレベルについて質問させていただきます。

このクリアランス制度を新たに創設することによって、やはり一定の数値以下の、これはミリシーベルトというんですけれども、人体に与える影響が年間〇・〇一ミリシーベルト以下となるものについては一般廃棄物と同じ扱いをしていいんだということでございます。

しかしながら、この数値というのは、専門家にはよくわかると思うんですが、一人一人の国民の皆様、また我々にとつても余りよくわからない。本当にこれが人体に対して悪影響がないということが証明できるのかどうか。そしてまた、この〇・〇一ミリシーベルトという数字の妥当性が確立されたとしても、今からクリアランスされたものが世の中にどのように出回っていくのかわからない。もしかすると我々の生活環境の中にも入ってくるかもしれません。住宅建材だとか日用雑貨だとか。そうしたありとあらゆる場面で想定して、どんな場合でも絶対にその〇・〇一以下であつたならば人体に悪い影響を及ぼさないとするならば、〇・〇一以上は被曝しないものとするという確固たるものが必要と思うわけでございまして、どのようなシナリオに基づきましてクリアランスレベルが算出されるかについてお聞きしたいと思っております。

○平田大臣政務官 大変重要な御指摘をいただいておりますし、もう既に御高承だとは思いますが、けれども、年間〇・〇一ミリシーベルトは、一人当たりで自然放射線が、世界平均で申しますと年間二・四ミリシーベルトでございます。その二分の一になるわけでございます。

したがいまして、これはもととI・A・E・Aの安全指針の数字を用いて算定をしたわけでございまして、けれども、国際的に人の健康に対する影響のないレベルと考えておるわけでございます。これはぜひ、原子力施設から発生する廃棄物につきまして、今さまざまな再生利用、処分等も考えていかなければならない事態でございますので、こういう二百分の一という安全な数字を出して設定をしたものでございます。今後とも、さらなる広報、信頼を得るために広報活動をしつかりと引き続き継続してまいりたいと思っております。

○武田委員 クリアランスレベルは、これは省令で制定するというところで、まず重要なのは、政府が恣意的にこの設定や変更をするものでないというのを国民に示す必要があるかと思っております。

そして、最後となりましたけれども、きょうは環境省さんもお見えいただいておると思っておりますけれども、クリアランスされた後の取り扱いについての御質問をさせていただきたいと思っております。

クリアランスされたものというのは原子力施設の外に搬出されるわけでございますけれども、搬出するのであれば、その受け皿がきちととしていかなきゃならない。受け皿というのは紛れもなく産廃業者でございます。この産廃業者がしっかりとした安全性に関する知識を持っていないければ、施設から運び出そうにも運び出せなくなつてまいります。こうしたものが、きちとした連携を持って果たさなければ、このクリアランスされたものの安全性の問題がなくても、この制度自体がきちと機能していかなくなつてしまうわけでございまして。

したがって、経済産業省は環境省と緊密に連携をとって、そして環境省は、この廃棄物行政とい

うものがほとんど自治体にゆだねられている現状を踏まえて、自治体にもその安全性というものの周知徹底を図っていただく。経済産業省そして環境省、産廃業者、自治体、この四つがうまく連携をしていかなければ、この制度自体が十分に機能していかないと思うわけでございます。

そこで、経済産業省、環境省それぞれから、この制度の理解増進のための両省の連携に向けた意見を聞かせていただきたいと思います。

○松永政府参考人 御指摘のとおり、クリアランスされたものは発電所の外へ出ますと産業廃棄物になりますので、私どもと環境省との連携というのは非常に大事なことになります。

法案におきましては、クリアランス制度を所管する経済産業大臣が、環境大臣に対して、クリアランスされたものの円滑な処理に向けて必要な協力を求めることができる、そういう枠組みを設けております。さらに、今御指摘の地方自治体の役割でございますけれども、これまでも地方自治体の皆様方に対しては説明会を累次開催しておりますけれども、法案成立後、さらに環境省と連携を図りながら、自治体あるいは産業廃棄物処理業者の皆様に対する理解の促進に努めてまいりたい、かように考えております。

○南川政府参考人 お答えいたします。

当然ながら、このクリアランス制度を円滑に動かすためには、経済産業省、環境省の密接な連携が必要でございます。私どもにおきましては、クリアランスの結果を経済産業省より逐次連絡を受けることにいたしております。適宜環境省としても調査を行った上で、必要な場合には適切な措置を要請するといったことで、安全に万全を期してまいりたいと考えております。

特に、今後でございますが、地方公共団体、また産業廃棄物処理業者に対して、このクリアランス制度の理解を促進してまいります。そして、両省で連携の上、調査あるいは対応のマニュアル、こういったものを策定して周知徹底するなど、国民の安全、安心が十分確保されるように十分な措置を講じてまいりたいと考えております。

○武田委員 原子力の平和利用と安全確保、科学技術の発展に全力を挙げて取り組んでいただき、また産廃の処理に、私は産廃地の地元でございまして、また石炭問題も未解決の事項というものが山積いたしました。また、またあわせてそうした問題にも御尽力いただきますことをお願い申し上げます。

○河上委員長 次に、高木陽介君。

○高木(陽)委員 公明党の高木陽介でございます。

今回の原子力二法の質問をする前に、先ほど武田委員も冒頭にお話ございました、本日、関電美浜原発事故の事故調査委員会の報告が出てくるということで、後ほど当委員会の理事会でもその報告を受けるようになっております。

この問題、まさに事故が起きた当初から、本場に多くの国民が原子力に対しての不安、これを感じてきた問題でもございますし、この調査報告をもつて終わりにするのではなくて、またこれをさらに原子力の安全確保に対しての再スタートにしたい、かように思っています。

また、それに伴いましてというのか、関電の方も社長が辞任をするというふうなことになります。ただ、この発表の仕方また報道のされ方、マスコミ等もかなり批判的にそれをとらえておりまして、当委員会でも午後はこの審議が打ち切られるという形となっておりますし、この問題についてはしっかりと当委員会内で議論をさせていただきたい、このことを最初に申し上げたいと思っております。

その上で、まず最初に今回の積立金法案の問題をお伺いしたいと思うんですが、今申し上げたように、原子力の安全の問題というのはかなりというのか、ほとんどの方々がこの問題、安全というテーマについて関心を持っている。もう少し申し上げると、私自身もまたうちの党も、この

原子力発電に関してはしっかりと推進をしていかなければいけない。特に、資源のない日本において今後のエネルギー問題ということは本当に重要な課題であり、この原子力をどう活用していくのか、生かしていくのか。こういった問題のある中で、原発のメリット、これは核燃サイクルとあわせて、またあわせていかなければいけない、これはすぐ理解をするんですけれども、何度でも申し上げます安全、この問題についていろいろと取りざたされる。特にこの核燃のリサイクルについて多様な意見がございますね、批判もいろいろと出てまいります。

やはりこういったエネルギー問題、国民の生活にとつて重要な問題でございますから、これを進めていく上において幅広い理解、いわゆる国民の理解がなければ進められないということで、この核燃のリサイクル、これはちよつと大きくとらえますけれども、この政策の推進について、まず大臣、どのようにしていくのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○中川国務大臣 エネルギー基本計画あるいはまた原子力長期計画等々で長期間濃密な御議論をいただいておりますし、また、当委員会を初め国民を代表する国会の場でもいろいろな御議論をずっと、私自身何回も御質問をいただき、また答弁させていただいております。また、国民の皆様にも、また御地元を初め国民全体に広くいろいろな意見をいただいて、また議論をしていただいて、進めさせていただいていこうとございまして、安全であるということがもう大前提であります。巨大なエネルギー施設であるわけでございますから、しかも、これは核物質を使ったエネルギーであるというところで、当然安全であるということが第一。

そしてまた、安全であるだけではなくて、先ほど武田委員からも御指摘があったように、国民に対してきちつとした情報提供をする。これは何もないことだけではなくて、いろいろなことをすべて国民にきちつと情報提供をする。その上で、御

地元を初め国民の皆さんの御理解をいただきたいながら原子力エネルギー行政を進めていきたいと思っております。

今までは、どちらかというと単発の原子力についてどういふふうにしていくかということでございましてけれども、いよいよサイクルという一つの循環の中での作業の中でこの法案を御審議いただいているわけでございまして、そういう意味で、ある意味では一たん燃やした原子力エネルギーが再処理することによってまた新たなエネルギーに生まれ変わるということを、リユースといひましようか、最近はやりの言葉で言いますと、もったいないといひましようか、使えるものについて使っていくということが、もともと安定的であり安価であるこのエネルギーをさらに再利用していくということを、我々としてはぜひ安全とか理解とかいうことを前提にして進めていきたい。

もちろん、いろいろなお考えがあることも承知をしておりますけれども、議論を尽くした上でこのサイクル事業を推し進めていきたいというふうな考えをいこうとございまして。

○高木(陽)委員 今、大臣のお話がありましたように、国民の理解を得る、これが一番重要な部分であるかなと思っております。

このサイクル事業が、みんな話を聞くと、なるほど、いいな。今、マタイさんの話ですね、もったいないという言葉。まさにしっかりと循環型にしていくという、これも我が党がずっと主張してきた政策でございますので、推し進めていただきたいんですが、これは一方向的にやってしまうと、またこれが反発を受けて、本当にボタンのかけ違ひが大変なことになるということで、この点はしっかりとやっていただきたいと思います。

その上で、今回の法律、使用済み燃料の再処理等の必要な資金、これはあらかじめ外部に積み立てること、こういうことでございましてけれども、六ヶ所村ではもう商業用再処理工場がほぼ完成しつつある。この六ヶ所で再処理される使用済み燃

料に対応した積み立てのみのを行うということですが、六ヶ所で再処理しようという場合、使用済み燃料は再処理される以上、六ヶ所工場でも再処理されない使用済み燃料に対応した積み立て、これも行うべきではないかと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○小此木副大臣 中間貯蔵をされた後の使用済み燃料についても、最終的にはすべて再処理をするというのが我が国の基本方針であるということとはまず言えることなんです。

しかしながら、当面は貯蔵し、将来再処理を行うこととする使用済み燃料については、昨年の十一月に取りまとめられた原子力委員会新計画策定会議の中間取りまとめにおいて、六ヶ所再処理工場に続く施設については二〇一〇年ごろから検討が開始されることとされており、現時点においては再処理等に要する費用の合理的見積もりがでないということ、また、本法案に基づく積立額については、発電コストの一部をなすことから電気料金として回収されることとなるため、そのような費用についてまで積み立てを義務づけた場合には、需要家に対し適正性を欠く負担を強いることとなる可能性があるということから、当面貯蔵される使用済み燃料については、二〇一〇年ごろから検討が開始されることになっている六ヶ所再処理工場に続く施設の建設計画が具体化して、再処理等に要する合理的な見積もりが可能となった段階で、適切な検討を行った上で積み立てさせることとしております。

○高木陽委員 中間貯蔵、これはこれで理解するんですけども、核燃料のサイクル事業が円滑に実施されるためには十分な中間貯蔵施設が確保されなければならぬわけですね。この立地状況、現状、これはどうなっているのか。

もう一つあわせてお伺いしたいのは、電気料金の話も出ました。最終的にはこの積立額というのは電気料金に転嫁される。電気料金というのは生活にとって負担となってくるというのか、国民生活にとつては重要な問題であるということ、電気

料金にどのような影響が出てくるのか。負担増加はすると思うんですけども、こちら辺のところもあわせて御説明をいただきたいと思えます。

○小平政府参考人 まず中間貯蔵施設でございすけれども、これは、現在事業者が二〇一〇年までに操業を開始するべく準備を進めております。

具体的な動きといたしましては、東京電力が青森県むつ市への中間貯蔵施設の立地を計画いたしております。昨年二月に青森県及びむつ市に対して立地協力の要請をいたしました。現在、青森県とむつ市によりまして、立地の可否に關しまして検討が進められているところでございす。

私もどなたもいたして、この中間貯蔵施設の円滑な立地が確保されるように、今後とも広報活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、電力料金につきましてのお尋ねでございます。この法案によりまして費用の外部積み立てを電力会社は行うわけでございすけれども、この費用相当額は料金原価に織り込まれまして、電気料金として回収されることになるわけでございす。

他方、電力各社が料金において具体的にどう扱うかにつきましては、この再処理等に要する費用を考慮することだけではございせん。その他の費用の動向でございすとか、経営効率化の進展状況などを総合的に判断した上で実施されることになりまして、いつ料金改定が行われるのか、また電気料金が値上がりするかどうかにつきましては、現時点では確たることは申し上げられない状況にございす。

他方で、原子力発電におきますバックエンド事業に要する費用だけで見ました場合には、総合資源エネルギー調査会の電気事業分科会の試算によりまして、現在既に行われております内部留保型の準備金制度におきましても料金回収を行っておりますので、今回の制度改正の前後におきま

して、需要家の負担に大きな影響が出ることはないというふうに考えているところでございす。

○高木陽委員 今、長官が電気料金に大きな影響を与えることはないという言い方も最後にされましたけれども、ただ、やはり生活にかかわる問題でございすので、各電力会社はどういうふうなところに転嫁するのか、していかないのか、こういうことも含めて、こちら辺のところは細かく常時説明責任を果たしていただかなければいけないであろう。特に公共料金でありますから、電気料金というのは、そういう部分では、国民が納得するようない、これを十分に配慮していただきたい、このように申し上げておきます。

もう一つ、積立金の運用ですね。この積立金というのは極めて公共性の高い資金ということになってくると思うんですけども、この残高が将来的には三兆程度になるといふふうにも伺っております。この公共性の高い三兆円程度の資金について、これは運用を失敗しますとまた大変なことになる。これまでにも、去年年金の論議がありまして、年金の積立金の運用がどうのこうのといふいろいろ国会でも議論になりました。そういうふうなことで、この積立金をどのように運用していくかと考えているのか、こちら辺のところを具体的に聞かせたいと思ひます。

○安達政府参考人 積立金の運用についてのお尋ねでございますが、資金管理法に積み立てられました資金は、極めて長期間にわたる核燃料サイクル事業に備えるものでございす。そういった意味で、長期間でございす。それから、御指摘のとおり、安全かつ確実に管理される必要があると認識してございす。

このため、資金管理法が行う資金の運用につきましては、その方法を本法案第十四条第一項において法定してございす。すなわち、「国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有」、「銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」、三番目でございますが、「信託業務を営む金融機関への金銭信託」に限定す

ることとしてございす。

具体的な資金管理法が行う資金運用についてでございますが、基本的には、国債その他安全な有価証券の保有等で行われるということが原則でございす。電気事業者が再処理のための資金を取り戻す際に必要となる分につきましては、流動性を確保する観点から、短期間の金融機関への預け入れ等によって行われるものと考えてございす。

いずれにいたしましても、当省としては、資金の運用に当たっては、安全性、確実性を旨とし、長期安定的運用が行われるよう十分監督をしてまいる所存でございす。

○高木陽委員 今のお言葉、きれいな言葉なんですけれども、本当にこういふ問題は一つかりとやっていただきたい。またこちら辺のところでもミスが出ますと、ここでまた信頼が損なわれるということですね、よろしくお願い申し上げます。

この法案について最後の質問になりますけれども、最終処分場について。

この法案が成立しますと、原子力発電のバックエンド事業、これについてはより一層の環境整備が図られてくる。ただ、先ほど小此木副大臣の答弁にもございす、大切なのはバックエンド事業の高レベル放射性廃棄物の最終処分ですね。既に環境整備の法律が制定されているけれども、いまだ場所が決まっていな。これは超長期の事業であるけれども、この選定に当たっては、いろいろな地域のそういう問題等々があるけれども、最終処分場の選定を初め、この最終処分事業の円滑な実施に向けて、大臣はどのようにお考えなのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○中川国務大臣 核燃料サイクルの最後の段階、つまり最終的な廃棄物、その中高レベルのものについては、当然これはきちつとサイクルの中で位置づけていかなければいけないわけでございす。一つには、まだまだ作業に時間的な余裕があると言つたら変ですけども、我々、今慎重に作

業を進めているところでございます。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律というものに基きまして、実施主体として原子力発電環境整備機構というものを設立したところでございませうけれども、最終処分したものが本当に放射能を発することがなくなるのにこれまたとんでもない時間がかかるわけでございまして、超長期的な観点からこの問題に取り組んでいかねばいけませんけれども、既に平成十四年から全国の市町村に、ぜひ最終処分場として手を挙げてくださというお願いをしているところでござい

す。

国としても、またこの機構あるいはまた電力会社とともに、最終的に重要な、そして超長期的なこの国家的プロジェクトにぜひ御協力いただけるような自治体が出ていただけるように、我々としても今後も一層努力していかねばならない、避けて通れないことだということは言うまでもないことだと思っております。

○高木(陽)委員 自治体の方としてみれば、なかなか、そういったものを受け入れるというのはかなり勇気の要ることでありまして、住民の方々が、全員が賛成してくれればいいんでしょうけれども、絶対反対者が出るであろう。だからこそ、原子力の必要性また安全性、そういった部分をしっかりと浸透させていく、こういう問題もあわせて必要な部分であろうな、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思

います。

続きまして、原子炉等の規制法案の方に移りたいと思いますが、まず、守秘義務と情報公開との関係ということでちょっとお伺いをしたいと思います。

今回の法案で、原子力に関するテロを防ぐ、防護に関する機微な情報がテロリストに漏れないようにする、これは当然ですね。逆に言えば、これまでそういったものがなかったのはなぜだったんだらう、そういうふう思うくらいですけれども。

今回の改正におきましてこういう機微な情報を知り得る者に守秘義務を課す、秘密を漏らした者に対して厳しく罰則、これは本当に必要でありませうけれども、一方で、守秘義務というものがありながら、原子力というものは、先ほどから何度も申している、安全を担保するために、または安心を担保するために公開の原則、これも必要だと思

うんですね。

国民の中には、原子力事業者の隠ぺい体質を問題視する声、これもあるわけですが、ここら辺のところ、事業者が守秘義務が課せられて、このことを口実にしまして事業者が情報公開というものをぐつと、これはだめなんです、こういうふうな消極的になつてしまふ、これは避けなければいけないと思うんですが、事業者が守秘義務を課することが本当に原子力の情報公開の妨げにならないか、ここら辺の関係性について御見解を伺いたいと思

います。

○小此木副大臣 守秘義務の対象となる秘密は、国際原子力機関、IAEAのガイドラインに規定されている、不法に開示されると核物質及び原子力施設の防護を損なうおそれのある情報というのを基準にしております。

限定的にこれを設定することとしておりまして、具体的な秘密の範囲でありますけれども、原子炉等規制法の関係省令で特定をして、守秘義務者の範囲を示した指針を国が策定いたします。これを受けて事業者が情報管理要領を策定し、具体的な秘密事項とそれぞれの秘密保持義務者を規定することを予定しているということであり

ます。

また、事業者が設定した秘密の範囲に過不足がないかを国が確認して、新たに設置する第三者機関も、情報公開の精神等に照らし妥当であるかどうかを確認いたします。

守秘義務の対象は限定的かつ明示的に特定されるため、守秘義務を課することが情報公開の妨げになるとは考えておりません。

いずれにせよ、情報公開の精神等にもとること

のないように、厳格かつ適正な運用を実施してまいりたいと思

います。

○高木(陽)委員 今、明示していくというふうな副大臣の御答弁もありました。これははつきりしないと、本当に事業者の方がいろいろ理由をつけて持っている情報を隠してしまう可能性もありますので、その守秘義務をだれが課せられていくのか。

一方、守秘義務を課せられる人というのはいろいろな人がいると思うんですね。原子力施設にかかわる人、これは例えば清掃をする人もいるでしょうし、こういった問題も含めまして、このだれがということと秘密の範囲ですね。これについて、明示するというふうな言われたように、はつきりとして、もつと言いますと、第三者が見てはつきりわかるような形にしていた方がいいなと。そうしない、恣意的にゆがめられる可能性がございますし、また、その関係者、だれかというののはつきりしないことには、自分はどうなのか、こういうことも出てきますので、この点はよろしくお願

い申し上げたいと思

います。

続きまして、クリアランス制度、この導入の意義ですね。

クリアランス制度は、従来の放射性廃棄物として処理していたもののうち、人体に悪影響のない、極めて低い放射能濃度レベルの資材について再利用すること、これを可能にする。先ほどの法案の方でも申し上げました循環型社会、公明党もずっと主張しておりましたけれども、こういう観点から重要な制度であるというふうには認識している

んですね。

一方で、放射性廃棄物として厳重に処理されていたものを再生利用や通常の廃棄物と同等の処分を可能にするというこの制度が、逆に不安を抱かせる可能性もあるわけですね。原子力の分野において、何

度も先ほどから申し上げておりますが、安全性というものが重視される、されなければならぬ。この導入が、単に規制を緩和することに

よつて事業者だけがメリットを受けているんじゃないか、こういうふうに思われたら逆にこれはマイナスになりますので、この制度導入の意義について御見解を、大臣政務官、よろしくお願

い

します。

○平田大臣政務官 恐れ入ります。私から答弁申し上げます。

もう御承知とは思いますが、この制度、IAEAの最新の安全指針による数値から設定をされておるわけでございまして、放射性廃棄物と、放射性廃棄物として扱う必要のないものの区分、こういうことでございまして、これによりまして、原子力利用に伴い発生をいたします廃棄物の安全な処理処分並びに資源の再利用も可能になると考えておるわけ

でございます。

当然、これはもう原子力施設の廃止措置がこれからのいよいよ本格化するわけでございまして、それをさらに円滑に進める上で必要不可欠でございますので、御指摘の、制度の意義やその安全性につきま

して、さまざまな機会をとらえまして、広く国民の皆さんに御理解いただけるように努めてまいりたいと思

いますので、よろしくお願

い

申し上げます。

○高木(陽)委員 クリアランスされたものが原子力施設の外に搬出される。これが、不適切なクリアランスによつて放射性廃棄物が施設の外に搬出されるようなことになれば、これだけでまた、先ほどの美浜の原発じゃないですけども、また大きな問題となつて原子力行政についての信頼を損なつてしまふという

ことで、それぞれの事業者、これはこれでしっかりとやっていた、なかなかい

けないんですが、まさにこも国が関与していか

なければいけないであらうと。

国がしっかりとチェックする、この点について、具体的にどういうふうにしていくのか、この点を伺いたいと思

います。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

クリアランス制度におきましても、クリアラン

スレレベル以下のものであるという確認を行うことは、一義的には、ほかの原子力の安全確保の分野と同様に事業者の責任でございませうけれども、国にいたしまして、その活動が適切だということにつきまして、この法案に基づきまして厳格にチェックすることにいたしております。

具体的に申し上げますと、クリアランスの確認におきましては、原子力事業者は、国が定められた技術基準などに基きまして、対象となります。資材の測定及び評価の方法を定めます。この定められた方法に従いまして判断したものに基きましては、搬出までの間、適切に保管管理をする、あるいはまた測定などの記録を作成、保管する、こういう義務を課しているわけでございます。

こうした事業者の活動につきまして、国にいたしましては、まず、事業者が定めます測定、評価の方法が技術基準に照らして妥当かどうかということをおおきくはじめ審査して認可をいたします。次に、具体的な測定、評価の結果につきまして、記録あるいは国みずから抜き取り測定をするというようないかなる形で確認をしております。

また、年に四回行います保安検査あるいは随時の立入検査等を通じて、こうした品質保証活動がきちっと行われているかどうかということにつきましてもチェックすることとしております。

○高木陽委員 そういふ制度が国のチェックのもとで導入される、これはこれで理解はしますけれども、新しい制度を導入するときに、やはり移行期間というのを考えなければいけないのではないかなど、いわゆる安心と安全ということなんですか。どういふことかという、安全だといつても、国民の中には安心感があるかどうか。

これはちよつと別角度なんですけれども、例えばBSE問題で、日本の牛には全頭検査を、全部やるようになった。安全ですよと言われても、やはり心の中のかには不安感がありますから、すぐに牛肉の消費というのは戻ってこなかった、いわゆる全頭検査をやってもですね。

と同じように、やはりこういった制度を導入するときは移行期間みたいなことをしつかりと考えた方が、定着するまで考えた方がいいのではないかなというふうに思うのと、もう一つ、そうはいつても、一〇〇％絶対に大丈夫だというふうに思いながら信じてやっていくわけですが、やはり不測の事態というのは起きるわけです。原発の事故というものはそういうものですね。これはもうつくる前から完璧にしてやっているはずなんですけれども、それには人為的なミス、そういったものもあるでしょう。

そういった問題に関して、万一の事態が起きた場合、いざというとき、そういうことも想定して制度の設計ということが必要なのではないかと思うんですが、クリアランスされたものにまじつて、原子力施設のほかに放射性廃棄物が搬出されたのが見つかった場合、国はどういうふうに対応するのか、この点もあわせてお伺いいたします。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。

クリアランス制度の運用の結果クリアランスされたものにつきましては、御指摘のとおり、廃棄物と同様の取り扱いを受けることとなりますけれども、一方で、新しい制度でございまして、定着するまでの間、まさに国民に信頼感をもって受け入れられるような、そういう取り組みも必要だと考えております。

具体的には、再生利用、処分の場合にはどこに最初に搬出されるのか、あるいは、有価物として再生利用する場合にはそういう処理をする会社はどこなのかということにつきまして、国にいたしまして、事業者に対して、具体的に把握するよう求めるべきかと思っております。

これを受けて、事業者におきましては、当分の間、クリアランスされたものにつきまして、率先して社会の理解が得られるように、あらかじめ廃棄物の処理業者あるいは限定された産業廃棄物処分場に搬出をするということを表明しております。こうした形で円滑な制度の定着に努めてまいりたい、かように考えております。

それから、仮にクリアランスレベルを超えるようなものが外に出たということでございませうけれども、もともと確認対象の資材につきましては、汚染のレベルが低いものをあらかじめ選定しておりますので、このような事態になり得ても、直ちに人の健康に影響が及ぶ、こういう事態にはないというふうな考えております。ただ、そうした事態が発生した場合には、国にいたしましては、きちつと調査を行いまして、炉規制法に基づきまして適切な措置を講ずることとしております。

具体的には、炉規制法に基づきまして、放射性廃棄物の回収を含む措置命令を発出する、あるいはこの命令に従わない場合には罰則を適用する、こうした法律を厳格に適用してまいりたいと考えております。

また、具体的にこうしたプロセスをどのような形で進めていくのかということにつきまして、環境省等も含めて、具体的なマニュアルづくりみたいなものも検討してまいりたい、かように考えております。

○高木陽委員 時間が参りましたのでこれで終わりますが、特に原子力問題、この問題につきましては、これまででもずっと言われ続けてきましたけれども、一番重要なのは透明性である。もう一つは、透明性があるとともに、多くの国民はこの原子力問題については素人なわけですね、その方々が理解ができる、そういう説明責任、これがやはり問われていると思うんです。このところが車の両輪のごとく、透明性、そしてまた説明責任と、これが相まって初めて信頼というものが高まってくる、これを、何度も言われ続けてきたと思っております。

終わりたいと思っております。

○河上委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時開議
○河上委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日付託になりました内閣提出、有限責任事業組合契約に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。中川経済産業大臣。

有限責任事業組合契約に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○中川国務大臣 有限責任事業組合契約に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

米国や英国を初めとして、海外においては、新たな事業分野に進出する企業同士のジョイントベンチャーやIT分野等における専門人材による共同事業を振興するため、LLPと呼ばれる有限責任組合やLLCと呼ばれる有限責任会社のような新たな組織に関する制度が整備され、大きな効果を上げていくところでございます。他方、我が国においては、現在のところ、このような組織法制度は存在していません。

こうした状況を踏まえ、我が国におきましても、LLCやLLPに類似した新たな組織に関する制度を整備し、ベンチャー企業や中小企業と大企業の連携、大企業同士の共同研究開発、ITや金融分野において専門技能を有する人材による共同事業などを振興し、新たな産業を創造するべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、組合員は、その出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う、有限責任制といたします。

第二に、有限責任制の乱用を防ぐため、基本的に内部自治にゆだねられる意思決定ルール等について、特定の事項については組合員全員の同意を必要とするなど、一定の規律を定めることといたします。

第三に、債権者保護に遺漏なきを期するため、財務諸表等の開示義務や組合財産の分配制限等、必要な債権者保護規定を定めることといたします。以上が、本法律案の提案理由及び要旨でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○河上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る四月一日金曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後一時三分散會

有限責任事業組合契約に関する法律案

有限責任事業組合契約に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 組合員の権利及び義務(第十一条—第二十三条)
- 第三章 組合員の加入及び脱退(第二十四条—第二十七条)
- 第四章 計算等(第二十八条—第三十六条)
- 第五章 組合の解散及び清算(第三十七条—第五十五条)
- 第六章 民法の準用(第五十六条)
- 第七章 登記(第五十七条—第七十三条)
- 第八章 組合財産の分割禁止の登記(第七十四条)
- 第九章 罰則(第七十五条・第七十六条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、共同で営利を目的とする事業を営むための組合契約であつて、組合員の責任の限度を出資の価額とするものに関する制度を確立することにより、個人又は法人が共同して行う事業の健全な発展を図り、もつて我が国の経済活力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有限責任事業組合」とは、次条第一項の有限責任事業組合契約によつて成立する組合をいう。

(有限責任事業組合契約)

第三条 有限責任事業組合契約(以下「組合契約」という。)は、個人又は法人が出資して、それぞれの出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことを約し、各当事者がそれぞれの出資に係る払込み又は給付の全部を履行することによつて、その効力を生ずる。

2 組合契約の当事者のうち一人以上は、国内に住所を有し、若しくは現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人(第三十七条において「居住者」という。)又は国内に本店若しくは主たる事務所を有する法人(同条において「内国法人」という。)でなければならぬ。

3 組合契約は、不当に債務を免れる目的でこれを濫用してはならない。

4 組合契約書の作成

第四条 組合契約を締結しようとする者は、組合契約の契約書(以下「組合契約書」という。)を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 組合契約書は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので経済産業省令で定めるものをいう。以下この項及び第三十一条において同じ。)をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 組合契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 有限責任事業組合(以下「組合」という。)の事業

二 組合の名称

三 組合の事務所の所在地

四 組合員の氏名又は名称及び住所

五 組合契約の効力が発生する年月日

六 組合の存続期間

七 組合員の出資の目的及びその価額

八 組合の事業年度

4 前項第八号の組合の事業年度の期間は、一年を超えることができない。

5 第三項各号に掲げる事項のほか、組合契約書には、この法律の規定に違反しない事項を記載し、又は記録することができる。

(組合契約の変更)

第五条 組合契約書に記載し、又は記録すべき事項(前条第三項第五号に掲げる事項を除く。)についての組合契約の変更(第二十五条又は第二十六条の規定による脱退によつて同項第四号に掲げる事項を変更する場合を除く。)は、総組合員の同意によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第三項第三号若しくは第八号に掲げる事項又は同条第五項の規定により組合契約書に記載し、若しくは記録する事項(組合契約書において第三十三条に規定する組合員の損益分配の割合について定めを定める場合にあつては、当該割合に関する事項を除く。)に係る組合契約の変更については、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げない。

3 組合契約書に記載し、又は記録した事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該組合契約書の記載又は記録を変更しなければならない。

(組合に対してする通知又は催告)

第六条 組合に対してする通知又は催告は、組合の事務所の所在地又は組合員(組合員が法人である場合にあつては、第十九条第一項の規定により選任された当該組合員の職務を行うべき者)の住所にあててすれば足りる。

(組合の業務の制限)

第七条 組合員は、次に掲げる業務を組合の業務として行うことができない。

一 その性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務として政令で

定めるもの

二 組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務として政令で定めるもの

2 組合員は、前項の規定に違反して行われた業務を追認することができない。

(登記)

第八条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。登記の後であつても、第三者が正当な事由によつてその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

2 故意又は過失によつて不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(名称)

第九条 組合には、その名称中に有限責任事業組合という文字を用いなければならない。

2 何人も、組合でないものについて、その名称中に有限責任事業組合という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条までの規定を準用する。

(商行為)

第十条 組合員が組合の業務として行う行為は、商行為とする。

第二章 組合員の権利及び義務

(組合員の出資)

第十一条 組合員は、金銭その他の財産のみをもつて出資の目的とすることができる。

(業務執行の決定)

第十二条 組合の業務執行を決定するには、総組合員の同意によらなければならない。ただし、次に掲げる事項以外の事項の決定については、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち経済産業省令で定めるものについては、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げない。ただし、その決定に要する組合員の同意を総組合員の三分の二未満とすることはできない。 (業務の執行) 第十三条 組合員は、前条の規定による決定に基づき、組合の業務を執行する権利を有し、義務を負う。 2 組合員は、組合の業務執行の一部のみを委任することができる。 3 組合員の組合の業務を執行する権利に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。 (常務) 第十四条 前二条の規定にかかわらず、組合の常務は、各組合員が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員が異議を述べたときは、この限りでない。 (組合員の責任) 第十五条 組合員は、その出資の価額を限度として、組合の債務を弁済する責任を負う。 (組合員の出資に係る責任) 第十六条 組合員が債権を出資の目的とした場合において、当該債権の債務者が弁済期に弁済をしなかったときは、当該組合員は、その弁済をする責任を負う。この場合においては、当該組合員は、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。 (組合の業務に関する損害賠償責任) 第十七条 組合の業務に関して第三者に損害が生じたときは、組合員は、組合財産をもって当該損害を賠償する責任を負う。 (組合員等の第三者に対する損害賠償責任) 第十八条 組合員又は次条第一項の規定により選任された組合員の職務を行うべき者(以下この条において「組合員等」という。)が自己の職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該組合員等は、これによって第三者に生	じた損害を賠償する責任を負う。 2 前項の場合において、他の組合員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。 (法人が組合員である場合の特則) 第十九条 法人が組合員である場合には、当該法人は、当該組合員の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を他の組合員に通知しなければならない。 2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百七十一條の規定は、前項の規定により選任された組合員の職務を行うべき者について準用する。 (組合財産の分別管理義務) 第二十条 組合員は、組合財産を自己の固有財産及び他の組合の組合財産と分別して管理しなければならない。 (強制執行等を行うことができる者の範囲) 第二十一条 債務名義、仮差押命令又は仮処分命令に表示された当事者が組合である場合においては、次に掲げる者に対し、又はその者のために強制執行又は仮差押え若しくは仮処分の執行をすることができ、 一 当該組合の組合員 二 前号に掲げる者の債務名義成立後の承継人(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第十二条第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義にあつては、口頭弁論終結後の承継人) 2 前項に規定する債務名義による強制執行は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者に対しても、することができ、 (組合財産に対する強制執行等の禁止) 第二十二条 組合財産となる前の原因により生じた権利及び組合の業務に関して生じた権利に基づく場合を除き、組合財産に対して強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又は組合財産を競売することはできない。 2 前項の規定に違反してなされた強制執行、仮差押え、仮処分又は競売に対しては、組合員は異議を主張することができる。	3 前項の規定による異議については、民事執行法第三十八条及び民事保全法(平成元年法律第九十一号)第四十五条の規定を準用する。この場合において、民事執行法第三十八条第一項中「強制執行の目的物について所有権その他の目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者」とあるのは、「有限責任事業組合の組合員」と、同条第二項中「第三者」とあるのは「有限責任事業組合の組合員」と読み替えるものとする。 (商法及び非訟事件手続法の準用) 第二十三条 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により組合員の職務を代行する者が選任された場合について準用する。 2 前項の組合員の職務を代行する者については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百六条第一項及び第三百三十二条ノ五の規定を準用する。この場合において、同項中「会社親会社(商法第二百一十一條ノ二第一項有限会社法第二百四條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ株主又ハ社員ガ子会社(商法第二百一十一條ノ二第二項規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社)ノ本店所在地」とあるのは、「有限責任事業組合ノ主たる事務所ノ所在地」と読み替えるものとする。 第三章 組合員の加入及び脱退 (組合員の加入) 第二十四条 組合員は、新たに組合員を加入させることができる。 2 新たに組合員になろうとする者が、当該加入に係る組合契約の変更をした時にその出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、その者は、当該出資に係る払込み又は給付を完了した時に、組合員となる。 (任意脱退) 第二十五条 各組合員は、やむを得ない場合を除いて、組合を脱退することができない。ただし、組合契約書において別段の定めをすること	を妨げない。 (法定脱退) 第二十六条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。 一 死亡 二 破産手続開始の決定を受けたこと。 三 後見開始の審判を受けたこと。 四 除名 (除名) 第二十七条 組合員の除名は、組合員がその職務を怠ったときその他正当事由があるときに限り、他の組合員の一致によってすることができ、ただし、組合契約書において他の組合員の一致を要しない旨の定めをすることを妨げない。 2 前項の場合において、組合員の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。 第四章 計算等 (会計の原則) 第二十八条 組合の会計は、この法律及びこの法律に基づく経済産業省令の規定によるほか、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。 (会計帳簿の作成及び保存) 第二十九条 組合員は、経済産業省令で定めるところにより、組合の会計帳簿を作成しなければならない。 2 前項の組合の会計帳簿には、各組合員が履行した出資の価額その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。 3 組合の会計帳簿を作成した組合員は、経済産業省令で定めるところにより、各組合員に対し、当該会計帳簿の写しを交付しなければならない。 4 組合員は、組合の会計帳簿の閉鎖の時から十年間、経済産業省令で定めるところにより、当該会計帳簿及び組合の事業に関する重要な資料を保存しなければならない。
---	---	---	--

(会計帳簿の提出命令)

第三十条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、組合の会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(財務諸表の備置き及び閲覧等)

第三十一条 組合員は、経済産業省令で定めるところにより、組合の成立後速やかに、組合の成立の日における組合の貸借対照表を作成しなければならない。

2 組合員は、毎事業年度経過後二月以内に、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度の組合の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 前二項の規定により作成すべき貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 組合員は、財務諸表を、その作成の時から十年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

5 前項の場合においては、組合員は、組合契約書を併せて備え置かなければならない。

6 組合の債権者は、当該組合の営業時間内は、いつでも、財務諸表(作成した日から五年以内のものに限る。)及び組合契約書について、次に掲げる請求をすることができる。

一 財務諸表及び組合契約書が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 財務諸表及び組合契約書が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(財務諸表の提出命令)

第三十二条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財務諸表の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(組合員の損益分配の割合)

第三十三条 組合員の損益分配の割合は、総組合員の同意により、経済産業省令で定めるところ

により別段の定めをした場合を除き、会計帳簿に記載された各組合員が履行した出資の価額に応じ定める。

(財産分配の制限)

第三十四条 組合財産は、その分配の日における分配可能額(組合員に分配することができる額として純資産額の範囲内で経済産業省令で定める方法により算定される額をいう。次条において同じ。)を超えて、これを分配することができない。

2 分配の日における組合の剰余金に相当する額として経済産業省令で定める方法により算定される額を超えて組合財産を分配するには、総組合員の同意によらなければならない。

3 前項の場合において、組合員は、分配する組合財産の帳簿価額から同項の額を控除して得た額を、経済産業省令で定めるところにより組合契約書に記載しなければならない。

(財産分配に関する責任)

第三十五条 分配した組合財産の帳簿価額(以下この条及び次条において「分配額」という。)がその分配の日における分配可能額を超える場合には、当該分配を受けた組合員は、組合に対し、連帯して、分配額に相当する金銭を支払う義務を負う。

2 前項に規定する場合において、当該分配を受けた組合員は、分配額が分配可能額を超過した額(同項の義務を履行した額を除く。)を限度として、連帯して、組合の債務を弁済する責任を負う。

(欠損が生じた場合の責任)

第三十六条 組合員が組合財産の分配を受けた場合において、当該分配を受けた日の属する事業年度の末日に欠損額(貸借対照表上の負債の額が資産の額を上回る場合において、当該負債の額から当該資産の額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。)が生じたときは、当該分配を受けた組合員は、組合に対し、連帯して、当該欠損額(当該欠損額が分配額を超えるときは、当該分配額、次項において同じ。)を支

払う義務を負う。ただし、組合員が組合財産を分配するについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

2 前項の規定により組合員が組合に対して欠損額を支払う義務を負う場合において、当該分配を受けた組合員は、当該欠損額(同項の義務を履行した額を除く。)を限度として、連帯して、組合の債務を弁済する責任を負う。

第五章 組合の解散及び清算

(解散の事由)

第三十七条 組合は、次に掲げる事由によつて解散する。ただし、第二号又は第三号に掲げる事由による場合にあつては、その事由が生じた日から二週間以内であつて解散の登記をする日までに、新たに組合員(同号に掲げる事由による場合にあつては、居住者又は内国法人である組合員)を加ふさせたときは、この限りでない。

一 目的たる事業の成功又はその成功の不能

二 組合員が一人になつたこと。

三 第三條第二項の規定に違反したこと。

四 存続期間の満了

五 総組合員の同意

六 組合契約書において前各号に掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由の発生

(清算中の組合)

第三十八条 前条の規定により解散した組合は、解散の後であつても、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十九条 組合が解散したときは、組合員がその清算人となる。ただし、総組合員の過半数をもって清算人を選任したときは、この限りでない。

2 前項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

(清算人の解任)

第四十条 清算人(前条第二項の規定により裁判所が選任したものを除く。)は、いつでも、解任

することができる。

2 前項の規定による解任は、組合契約書に別段の定めがある場合を除き、総組合員の過半数をもって決定する。

3 重要な事由があるときは、裁判所は、組合員その他利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができる。

(清算人の業務執行の方法)

第四十一条 清算人が数人あるときは、清算に関する業務執行は、清算人の過半数をもって決定する。ただし、清算の常務は、その完了前に他の清算人が異議を述べない限り、各清算人が単独で行うことができる。

2 清算人は、前項本文の規定による決定に基づき、清算中の組合の業務を執行する。

3 民法第六百七十一条の規定は、清算人について準用する。

(清算人等の第三者に対する損害賠償責任)

第四十二条 清算人又は次条第一項の規定により選任された清算人の職務を行うべき者(以下この条において「清算人等」という。)がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の場合において、他の清算人等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(法人が清算人である場合の特則)

第四十三条 法人が清算人である場合には、当該法人は、当該清算人の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を組合員に通知しなければならない。

2 民法第六百七十一条の規定は、前項の規定により選任された清算人の職務を行うべき者について準用する。

(財産目録等の作成等)

第四十四条 清算人は、その就任後遅滞なく、清算中の組合の財産の現況を調査し、経済産業省令で定めるところにより、第三十七条各号に掲げる事由に該当することとなつた日における財

産目録及び貸借対照表(以下「財産目録等」という。)を作成し、各組合員にその内容を通知しなければならぬ。

2 清算人は、財産目録等を作成した時から清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

3 清算人は、組合員の請求により、毎月清算の状況を報告しなければならない。

(財産目録等の提出命令)

第四十五条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(債権者に対する公告等)

第四十六条 清算人は、その就任後遅滞なく、組合の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。

(債務の弁済の制限)

第四十七条 清算人は、前条第一項の期間内は、清算中の組合の債務の弁済をすることができない。この場合において、清算中の組合の組合員は、その債務の不履行によって生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、清算人は、前条第一項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算中の組合の財産につき存する担保権によって担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第四十八条 清算人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合において、清算人は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算中の組合の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

(債務の弁済前における残余財産の分配の制限)

第四十九条 清算人は、清算中の組合の債務を弁済した後でなければ、当該組合の財産を組合員に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(清算からの除斥)

第五十条 清算中の組合の債権者(知れている債権者を除く。)であつて第四十六条第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除斥される。

2 前項の規定により清算から除斥された債権者は、分配がされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

3 清算中の組合の残余財産を組合員の一部に分配した場合には、当該組合員の受けた分配と同一の割合の分配を当該組合員以外の組合員に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

(清算事務の終了)

第五十一条 清算人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、清算に係る計算をして、組合員の承認を受けなければならない。

2 組合員が一月以内に前項の計算について異議を述べなかつたときは、組合員は、当該計算の

承認をしたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。

(帳簿資料の保存)

第五十二条 清算人は、清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、清算中の組合の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料(以下この条において「帳簿資料」という。)を保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合契約書において又は総組合員の過半数をもって帳簿資料を保存する者を定めた場合には、その者は、清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより、第一項の清算人又は前項の規定により帳簿資料を保存する者に代わつて帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

4 前項の規定により選任された者は、清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

5 第三項の規定による選任の手続に関する費用は、清算中の組合の負担とする。

(商法等の準用)

第五十三条 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

2 前項の清算人の職務を代行する者については、第二十三条第二項の規定を準用する。

3 組合の解散及び清算については、非訟事件手続法第三百三十六条前段、第三百三十七条前段、第三百三十八条、第三百三十八条ノ三、第三百三十八条ノ五、第三百三十八条ノ六、第三百三十八条ノ七第一項、第三百三十九条(第一号に係る部分に限る。)、及び第四百四十条の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十六条中「会社」ノ本店

所在地」とあるのは、「有限責任事業組合ノ主たる事務所ノ所在地」と、同法第三百三十九条中「会社」ノ本店及び支店ノ所在地」とあるのは、「有限責任事業組合ノ主たる事務所及び従たる事務所ノ所在地」と読み替へるものとする。

(適用除外)

第五十四条 第三章及び前章第二十八条、第二十九条第四項、第三十条、第三十一条第四項から第六項まで及び第三十二条を除く。の規定は、清算中の組合については、適用しない。

(相続による脱退の特則)

第五十五条 清算中の組合の組合員が死亡した場合において、当該組合員の相続人が二人以上であるときは、清算に關して当該組合員の権利を行使する者一人を定めなければならない。

第六章 民法の準用

第五十六条 組合については、民法第六百六十八條、第六百六十九條、第六百七十一條、第六百七十三條、第六百七十四條第二項、第六百七十六條、第六百七十七條、第六百八十一條、第六百八十三條、第六百八十四條及び第六百八十八條の規定を準用する。

第七章 登記

(組合契約の効力の発生の登記)

第五十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第四条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項
二 組合の事務所の所在場所
三 組合員が法人であるときは、当該組合員の職務を行うべき者の氏名及び住所
四 組合契約書において第三十七条第一号から第五号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由
(従たる事務所の新設の登記)
第五十八条 組合契約の効力の発生に登記後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所

在地においては二週間以内に從たる事務所を設けたことを登記し、その從たる事務所の所在地においては三週間以内に前条各号に掲げる事項を登記し、他の從たる事務所の所在地においては同期間内にその從たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は從たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに從たる事務所を設けたときは、その從たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第五十九条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十七条各号に掲げる事項を登記し、從たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は從たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第六十条 第五十七条各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(業務執行停止の仮処分命令等の登記)

第六十一条 組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び從たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第六十二条 組合が解散したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の

登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第六十三条 組合員が清算人となったときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名又は名称及び住所

二 清算人が法人であるときは、当該清算人の職務を行うべき者の氏名及び住所

2 清算人が選任されたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 第六十条の規定は前二項の規定による登記に、第六十一条の規定は清算人について準用する。

(清算終了の登記)

第六十四条 組合の清算が終了したときは、第五十一条の承認の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第六十五条 組合契約の登記に関する事務は、組合の事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、有限責任事業組合契約登記簿を備える。

(登記の申請)

第六十六条 第五十七条から第六十条までの規定による登記は組合員の申請によって、第六十二条から第六十四条までの規定による登記は清算人の申請によつてする。

(組合契約の効力の発生の登記の添付書面)

第六十七条 組合契約の効力の発生の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

二 第三条第一項に規定する出資に係る払込み及び給付があつたことを証する書面

三 組合員が法人であるときは、次の書面

イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

ロ 当該組合員の職務を行うべき者の選任に関する書面

ハ 当該組合員の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面

(変更の登記等の添付書面)

第六十八条 事務所の新設若しくは移転又は第五十七条各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 法人である組合員の加入による変更の登記の申請書には、前条第三号に掲げる書面を添付しなければならない。

(解散の登記の添付書面)

第六十九条 解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の添付書面)

第七十条 次の各号に掲げる者が清算人となった場合の清算人の登記の申請書には、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 第三十九条第一項ただし書の規定により選任された者 次の書面

イ 総組合員の過半数の一致があつたことを証する書面

ロ 選任された者が就任を承諾したことを証する書面

二 裁判所が選任した者 その選任を証する書面

2 第六十七条第三号に係る部分に限る。の規定は、清算人が法人である場合の清算人の登記について準用する。

(清算人に関する変更の登記の添付書面)

第七十一条 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六十三条第一項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の添付書面)

第七十二条 清算終了の登記の申請書には、第五十一条の規定による清算に係る計算の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法及び民事保全法の準用)

第七十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第六十七条から第七十二条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第二項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第五十七条」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「有限責任事業組合の組合員又は清算人」と、法人の本店又は主たる事務所及び支店又は從たる事務所」とあるのは「有限責任事業組合の主たる事務所及び從たる事務所」と読み替えるものとする。

第八章 組合財産の分割禁止の登記

第七十四条 組合財産が不動産に関する権利(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第三条各号に掲げる権利をいう。次項において同じ。)であるときは、第五十六条において準用する民法第六百七十六条第二項の規定にかかわらず、次項の規定により読み替えて適用される不動産登記法第五十九条第六号に規定する共有物分割禁止の定めを登記をしなければならない。清算前に

の弁済をしたとき

理 由

個人又は法人が共同して行う事業の健全な發展を図ることが我が国の經濟活力を向上する上で重要であることにかんがみ、組合員の責任の限度を出資の価額とする新たな組合契約に関する制度を創設し、組合員の有限責任の担保、これに伴う公示制度の整備及び組合の事業に係る情報開示の充実等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年四月六日印刷

平成十七年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B